

八街市教育委員会議事録

令和8年第7回定例会

期 日 令和8年7月14日（火）
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時23分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	浅 尾 智 康
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	近 藤 博 子
	委 員	伊 藤 良 子

出席職員	教 育 部 長	川 津 和 久
	教 育 総 務 課 長	塚 本 廣
	学 校 教 育 課 長	羽 田 野 淳
	生 涯 学 習 課 長	富 谷 のり子
	生涯学習課スポーツ振興室長 兼スポーツプラザ所長	宮 内 英 史
	中 央 公 民 館 長	十 川 徳 雄
	図 書 館 長	金 谷 隆 之
	学校給食センター所長	吉 野 輝 彦
	郷 土 資 料 館 長	青 柳 好 宏
	教育総務課副主幹(事務局)	五木田 英 保

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和8年第7回八街市教育委員会定例会議を開会します。
本日の出席委員は、私を含めて全員です。
定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。
本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指名

○教育長

議事録署名人に近藤委員と伊藤委員を指名します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育部長からお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和8年6月25日から7月13日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告します。

6月26日、市役所において、第1回八街市立学校の適正配置等検討委員会に出席しました。

会議では、委員に委嘱書を交付した後、委員長に秀明大学の百瀬明宏教授が、副委員長には八街北中学校PTA役員の小原亜紀氏がそれぞれ選出されました。

続いて、「八街市立学校の適正な規模及び配置等の在り方について」を諮問した後、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方や、市内小中学校の児童生徒数の推移、市立学校施設の状況、県内小中学校の現状についての協議が行われました。

なお、第2回会議は、8月3日午後3時から開催し、第1回会議の振り返りを行った後、千葉大学副学長の貞広斎子教授に特別委員としてご出席いただき、「学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」をテーマに、ご講演いただく予定です。

6月28日は、朝陽小学校児童の死傷事故が発生した日であり、事故から5年が経過しました。

この日、事故発生の午後3時23分、市役所において、市長、議長及び幹部職員らとともに、交通事故犠牲者に対する黙とうを行い、ご冥福をお祈りし、飲酒運転根絶の誓いを新たにしました。

7月1日、白井市役所において、第2回教科用図書印旛採択地区協議会が開催され、山田教育長職務代理者とともに出席しました。

同日、市役所において、八街市就学区域審議会に出席しました。会議では、「令和8年度の学級編成状況と今後の児童生徒数等の推移について」、「就学指定校変更の実施状況」、「二州小学校沖分校の学区の取扱いについて」及び「今後の就学指定区域に係る課題について」などが審議されました。

7月2日、八街中央中学校において、モンゴル国ウランバートル市ログリズム学校の生徒と八街中央中学校生徒による文化交流事業を視察しました。

はじめに、体育館で行われた全体会では、ログリズム学校の生徒による歌や踊りが披露された後、八街中央中学校生徒からは、合唱の披露、剣道の演武、

琴の演奏、書道作品の紹介などが行われ、お互いに文化理解を深めることができました。

また、各学級では、羽子板やかると、浴衣の着付け体験などの文化体験や、給食を共に食べる時間を通じて、両校の生徒が英語や日本語を交えて積極的にコミュニケーションを図る姿が見られ、極めて有意義な国際交流の機会となりました。

また同日、八街中央中学校での交流を終えたログリズム学校の生徒たちによる表敬訪問に出席しました。訪問では、記念品の交換や記念撮影の後、ログリズム学校の生徒たちによる歌と踊りが披露されました。

7月4日、中央公民館において開催された、印旛郡市民スポーツ大会総合開会式に出席しました。

今大会は、5月16日から7月19日までの日程で17競技が実施されており、5日は富里市において軟式野球を12日は近藤委員とともに八街中学校で開催された柔道競技を、それぞれ激励しました。

7月8日、八街南中学校において、市議会が主催する「八街ミライ会議」が開催され、出席しました。

この事業は、主権者教育を目的に、市議会議員が中学校に出向き、3年生を対象に授業が展開されました。

今回は、「ポリポリ村のみんなしゅしゅぎ」という絵本を題材に、村長の候補者の主張や政策を比較してグループごとに意見交換を行い、自分が支持する候補者を決めた後、実物の投票箱を使用して模擬投票が行われ、その際、教育長と同校校長は、投票管理者の役を担いました。

この学習をとおして、生徒たちは、民主主義や多様な意見を尊重することの大切さなどを学びました。

同日、朝陽小学校において、セーフティプロモーションスクール認証式に出席しました。

認証式には、日本セーフティプロモーションスクール協議会理事長で大阪教育大学の藤田教授をはじめ、文部科学省総合教育政策局、千葉県教育庁教育振興部の関係職員の出席のもと、朝陽小学校、八街北小学校及び八街北中学校の児童生徒の代表が、各校における取組を発表した後、協定書の調印が行われ、3校がセーフティプロモーションスクールとして認証されました。

朝陽小学校では、デジタル技術を活用した安全教育や安全マップの作成、企業等と連携した交通安全教室、避難所運営体験等を実践し、令和5年度に千葉県内で初めてSPSの認証を受け、その後も継続的な実践と改善を重ねた功績により、再認証を受けました。

八街北小学校は、発達段階に応じた系統的な交通安全教育を推進しており、親と子の交通安全教室や聞き書き安全マップの作成、地区児童会による危険箇

所の確認、地域ボランティアによる見守り活動等、継続的な取組が評価され、新たに、県内2校目の小学校として認証されました。

八街北中学校は、災害安全（防災）を重点分野として安全教育を推進し、学年ごとに自助・共助・公助をテーマとした防災学習や避難所開設訓練を実施するとともに、市や地域と連携した取組を展開した功績により、新たに、県内の中学校として初めて認証されました。

7月10日、成田市内において、第2回印旛地区教育委員会連絡協議会常任委員会に出席した後、第2回印旛地区教育長会議に出席しました。

7月12日、中央公民館を会場に印旛郡市文化団体連絡協議会が主催する第15回文化フォーラムが開催され、開会セレモニーに出席しました。

印旛郡市文化団体連絡協議会には、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、酒々井町の5市町が加盟しており、各市町の会員らが合唱・歌謡・舞踊・フラダンス・マジックなどの発表を行い、交流を深めていました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回6月25日に開催しました第6回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第1号から議案第3号までの3件です。

続きまして、非公開についてお諮りします。

議案第3号については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等により本市は教科用図書印旛採択地区協議会において共同で採択することと規定されており、同協議会の採択が終了するまでの間は、教育委員会会議規則第13条第1項第4号の「関係機関との協議を必要とする事項」に該当することから、非公開により審議したいと思いますがご異議ありません

か。

＜異議なし＞

○教育長

ご異議なしと認め、議案第 3 号については非公開により審議することとします。

はじめに、議案第 1 号、八街市営運動場の管理及び運営に関する規則の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興室長

議案第 1 号につきましてご説明いたします。

資料の 2 ページをご覧ください。

本案は、八街市営運動場における使用申請手続きについて、現行の公共施設予約システムによる申請から、八街市公式 LINE を活用したオンライン申請への移行に伴い、八街市営運動場の管理及び運営に関する規則の一部及び様式第 1 号、第 2 号の様式を一部改正するものでございます。

続いて 5 ページをご覧ください。

施行期日につきましては、令和 8 年 8 月 1 日からとし、経過措置といたしまして、改正後の様式につきましては、令和 8 年 10 月 1 日以降の使用に係る許可から適用し、令和 8 年 9 月 30 日以前の使用に係る許可につきましては、改正前の様式を使用するものといたします。

これは、市営運動場の使用予約が 2 か月前の月の 1 日から申請が可能となることから、申請受付期間と様式の適用開始時期にずれが生じないように、このような経過措置を設けるものでございます。

次に、具体的な改正内容につきましては、議案第 1 号参考資料 1 ページ、2 ページをご参照ください。

左が現行様式、右が改正後の様式（案）となっております。

主な改正点といたしましては、この規則条文について、八街市公式 LINE を活用したオンライン申請に対応するため、第 4 条第 1 項中の「情報通信条例」を削除し、第 9 条第 2 項、第 10 条において規則を改めるものでございます。

様式の変更については、現行様式中段に使用許可された「施設内の場所」、「使用目的」、「使用日時」などを記載する欄が設けられておりますが、移行後の LINE システムでは、複数の申請があった場合、案件ごとに許可書を発行する仕様となっております。

このため、現行様式のような定型的な記載欄では対応が難しいことから、改正後の様式では当該欄の罫線などを削除し、複数案件にも柔軟に対応できる形式へ改めるものでございます。

また、必要事項を整理し、重複する記載内容を見直すとともに、市営運動場

に必要な無い、「冷暖房使用料」、「照明使用料」欄を削除するなど、利用者にとって分かりやすく、見やすい様式となるよう様式の改正を行います。

以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの説明に対し質問等がありましたらお願いします。

1点確認です。利用者への周知方法について教えてください。

○スポーツ振興室長

今後、利用登録団体を対象に操作説明会を開催する予定です。

また、個別に事務室において操作説明は行っていく旨の周知をしたいと考えております。

○伊藤委員

窓口での申請は可能ですか。

○スポーツ振興室長

今まで通り可能です。

○教育長

他にご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

質疑がなければ、議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、本案を可決することに決定しました。

続きまして、議案第2号、八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興室長

議案第2号についてご説明いたします。

資料の6ページをご覧ください。

本案は、先ほど議案第1号において説明させていただきました内容と同様になりますが、現行の公共施設予約システムによる申請から、八街市公式 LINE を活用したオンライン申請への移行に伴い、八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則の一部及び様式第1号、第2号の様式を一部改正するものでございます。

続いて9ページをご覧ください。

施行期日につきましては、令和8年8月1日からとし、経過措置といたしまして、改正後の様式につきましては、令和8年10月1日以降の使用に係る許可から適用し、令和8年9月30日以前の使用に係る許可につきましては、改正前の様式を使用するものとしたします。

これは、キャンプ場の使用予約が2か月前の月の1日から申請が可能となることから、申請受付期間と様式の適用開始時期にずれが生じないように、このような経過措置を設けるものでございます。

次に、具体的な改正内容につきましては、議案第2号参考資料1ページ、2ページをご参照ください。

左が現行様式、右が改正後の様式（案）となっております。

主な改正点といたしましては、この規則条文についても、八街市公式 LINE を活用したオンライン申請に対応するため、第1条中に「以下「条例」という。」を加え、第3条第1項中の「情報通信条例」を削除し、第8条において規則を改めるものでございます。

様式の変更については、現行様式中段に使用許可された「施設内の場所」、「使用目的」、「使用日時」などを記載する欄が設けられておりますが、移行後の LINE システムでは、複数の申請があった場合、案件ごとに許可書を発行する仕様となっております。

このため、現行様式のような定型的な記載欄では対応が難しいことから、改正後の様式では当該欄の罫線などを削除し、複数案件にも柔軟に対応できる形式へ改めるものでございます。

また、必要事項を整理し、重複する記載内容を見直すとともに、キャンプ場に必要の無い、「冷暖房使用料」、「照明使用料」欄を削除するなど、利用者にとって分かりやすく、見やすい様式となるよう様式の改正を行います。

なお、許可書につきましては、窓口でキャンプ場の鍵をお渡しするので、その場で交付するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの説明に対し質問等がありましたらお願いします。

○伊藤委員

年間利用者は、どのくらいですか。

○スポーツ振興室長

令和7年度の利用件数が184件、利用人数が582人です。

令和6年度の利用件数が239件、利用人数が591人です。

令和６年度から令和７年度で利用件数が減っていますが、キャンプ場の焚火スペースの修繕などで貸し出し日数が減ってしまったためです。

○伊藤委員

団体の利用状況は、どのくらいですか。

○スポーツ振興室長

令和７年度においては、団体での利用はありませんでした。

○教育長

キャンプ場については、今年度途中から使用料を徴収することになりますが、令和８年度の収入見込みを教えてください。

○スポーツ振興室長

令和８年１０月から使用料を徴収することとなります。

過去の実績に基づきまして、令和８年度においては、７７，０００円の使用料を見込んでおります。

詳細につきましては、市内利用者は利用単価が５５０円で８０件の４４，０００円を市外利用者につきましては、利用単価が１，１００円で３０件の３３，０００円となっております

○教育長

ありがとうございました。

他にご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

質疑がなければ、議案第２号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、本案を可決することに決定しました。

次に、教育委員報告があります。

初めに吉田委員から「モンゴル交流事業」の報告をお願いします。

○吉田委員

昨年に引き続きまして、モンゴルから生徒９名・職員２名が７月１日に実住小学校、７月２日に八街中央中学校に交流事業で訪問しました。

モンゴルの生徒はモンゴルの歌と踊りを披露してくれたり、日本の文化に触れたり、また日本の児童生徒との交流を楽しんでいました。

日本の児童生徒、モンゴルの生徒ともに有意義な時間を過ごせていたと思います。

今後も交流を進めて行きたいと考えております。

以上です。

○教育長

ありがとうございました。

交流事業の様子は、千葉テレビ、ケーブルネット296、千葉日報などで紹介されたことを申し添えます。

続きまして、近藤委員より「印旛郡市民スポーツ大会剣道競技」についての報告をお願いします。

○近藤委員

7月11日に富里市の社会体育館で、剣道競技がありました。

八街市は、1回戦、白井市に勝ちまして、2回戦、栄町に敗れてしまいましたが3位という結果でした。

佐倉市の大会への参加が今年度限りとのことで、剣道は今まで8チーム競技を行ってきましたが、来年から運営方法が変わってくると思われます。

翌日は、柔道競技の会場に行ってまいりました。

八街市は、1回戦を佐倉市に勝って3位となっております。

以上です。

○浅尾教育長

ありがとうございました。

教育長報告にもありましたが、今年度は八街市が事務局でありまして、今度の日曜日には、スポーツプラザで、弓道を行う予定となっております。

これで教育委員報告を終わります。

それでは、ここからの審議は非公開となります。

議案第3号、令和9年度使用教科用図書の採択について
教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

以上で、本日の議題は、終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

＜特にありません＞

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和 8 年第 7 回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 8 年 7 月 1 4 日 (火)
午後 1 時 3 0 分 団体研修室

定例会

第 1 教育長開会宣言

第 2 議事録署名人の指名

第 3 教育長報告

第 4 前回議事録について

第 5 議 題

(1) 議決事項

議案第 1 号 八街市営運動場の管理及び運営に関する規則の一部改正について

議案第 2 号 八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則の一部改正について

議案第 3 号 令和 9 年度使用教科用図書の採択について

第 6 その他

第 7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和8年6月25日～令和8年7月13日

日付	曜日	時間	場所	内容
6 / 25	木	9 : 00	二州小学校・二州小学校沖分校	教育委員視察
"	"	13 : 30	団体研修室	教育委員会定例会議
"	"	15 : 00	団体研修室	モンゴル国ウランバートル市ロガリズム学校長市長表敬訪問
6 / 26	金	14 : 00	団体研修室	第1回八街市立学校の適正配置等検討委員会
6 / 28	日	15 : 23	第1会議室	交通事故犠牲者に対する黙とう
6 / 30	火	14 : 00	中央公民館	八街市民文化祭主幹団体・協力団体会議
7 / 1	水	9 : 30	白井市役所	第2回教科用図書印旛採択地区協議会
"	"	14 : 00	特別会議室	川上学区要望書提出
"	"	15 : 00	第1会議室	八街市就学区域審議会
7 / 2	木	10 : 30	八街中央中学校	モンゴル国ウランバートル市ロガリズム学校交流事業
"	"	13 : 00	八街北中学校	校長会
"	"	15 : 30	第1会議室	モンゴル国ウランバートル市ロガリズム学校小・中学生市長表敬訪問
7 / 4	土	14 : 00	中央公民館	印旛郡市民スポーツ大会総合開会式
7 / 5	日	8 : 00	富里中央公園野球場	印旛郡市民スポーツ大会軟式野球激励
7 / 6	月	9 : 10	特別会議室	庁議
7 / 7	火	14 : 00	八街北中学校	教頭会
7 / 8	水	9 : 40	八街南中学校	八街ミライ会議
"	"	13 : 15	朝陽小学校	セーフティプロモーションスクール認証式
7 / 9	木	9 : 00	大会議室	第1回八街市健康プラン策定委員会
"	"	15 : 30	大会議室	八街市民音楽祭第1回実行委員会会議
7 / 10	金	9 : 10	第1会議室	部課長会議
"	"	9 : 40	教育長室	教育委員会連絡会議
"	"	15 : 00	ホテルウェルコ成田	第2回印旛地区教育委員会連絡協議会常任委員会
"	"	15 : 50	"	第2回印旛地区教育長会議
7 / 12	日	9 : 30	八街中学校	印旛郡市民スポーツ大会柔道激励
"	"	10 : 00	中央公民館	印旛郡市文化団体連絡協議会第15回文化フォーラム

令和8年6月25日第6回定例会議事録…別添のとおり

議案第 1 号

八街市営運動場の管理及び運営に関する規則の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市営運動場の管理及び運営に関する規則の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 7 月 1 4 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市営運動場の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

八街市営運動場の管理及び運営に関する規則（昭和 6 3 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「。以下「情報通信条例」という。」を削る。

第 9 条第 2 項中「第 1 項」を「前項」に改める。

第 1 0 条を次のように改める。

（使用の申請及び許可）

第 1 0 条 使用申請者は、八街市社会体育施設使用申請書（別記様式第 1 号。

以下「申請書」という。）を教育委員会が定める日まで（八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 4 号）第 4 条に規定する日を除く。）に、教育長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

(1) 公共施設予約システムを使用したとき。

(2) 教育長が特に必要と認めたとき。

2 教育長は、前項の申請を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用させることについて支障がないと認めるときは、八街市体育施設使用許可書（別記様式第 2 号）を使用申請者に交付するものとする。

第 1 1 条中「前条」の次に「第 2 項」を加える。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号を次のように改める。

八街市社会体育施設使用申請書

八街市教育委員会教育長 様

年 月 日

使用者番号

使用者名／団体名

住所

電話番号

次のとおり、施設を使用したいので申請します。

受付番号	
施設	
使用責任者	

日付	使用施設	使用時間	使用目的	使用人数

使用料	基本使用料		
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

八街市社会体育施設使用許可書

年 月 日

様

八街市教育委員会教育長 印

次のとおり、施設の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
施設			
使用責任者			

日付	使用施設	使用時間	使用目的	使用人数

使用料	基本使用料		
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後の使用に係る許可に関し使用し、令和 8 年 9 月 3 0 日以前の使用に係る許可に関しては、この規則による改正前の様式を使用することができる。

議案第 2 号

八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 7 月 1 4 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則（平成 2 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 7 号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第 3 条第 1 項中「。以下「情報通信条例」という。」を削る。

第 8 条を次のように改める。

（使用の申請及び許可）

第 8 条 使用申請者は、八街市キャンプ場使用申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）を教育委員会が定める日まで（八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 4 号）第 4 条に規定する日を除く。）に、教育長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

（1） 公共施設予約システムを使用したとき。

（2） 教育長が特に必要と認めたとき。

2 教育長は、前項の申請を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用させることについて支障がないと認めるときは、八街市キャンプ場使用許可書（別記様式第 2 号）を使用申請者に交付するものとする。

第 9 条中「前条」の次に「第 2 項」を加える。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号を次のように改める。

様式第1号(第8条第1項)

八街市キャンプ場使用申請書

八街市教育委員会教育長 様

年 月 日

使用者番号

使用者名／団体名

住所

電話番号

次のとおり、施設を使用したいので申請します。

受付番号	
施設	
使用責任者	

日付	使用時間	使用人数
----	------	------

使用料	基本使用料		
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

八街市キャンプ場使用許可書

年 月 日

様

八街市教育委員会教育長

印

次のとおり、施設の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
施設			
使用責任者			

日付	使用時間	使用人数

使用料	基本使用料		
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後の使用に係る許可に関し使用し、令和 8 年 9 月 3 0 日以前の使用に係る許可に関しては、この規則による改正前の様式を使用することができる。

議案第 3 号

令和 9 年度使用教科用図書の採択について
八街市教育委員会は、令和 9 年度使用教科用図書を別紙のとおり採択する。

令和 8 年 7 月 1 4 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市営運動場の管理及び運営に関する規則（昭和63年教育委員会規則第1号）新旧対照表	
現行	改正後（案）
（使用者登録） 第4条 条例第3条の規定による運動場（施設、設備等を含む。以下同じ。）の使用許可を受けようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ、公共施設予約システム（八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和4年条例第23号。<u>以下「情報通信条例」という。</u>）第3条による電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に住所、氏名その他運動場の使用に関する事項について登録（以下「使用者登録」という。）をしなければならない。 2～4 （略） （使用の予約） 第9条 （略） 2 第1項の申請は、1団体につき、各月31区分とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3 （略） （使用の申請及び許可） 第10条 前条の使用予定者は、教育委員会が定める日まで（八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則第4条に規定する日を除く。）に、八街市社会体育施設使用申請書（別記様式第1号）を教育長に提出	（使用者登録） 第4条 条例第3条の規定による運動場（施設、設備等を含む。以下同じ。）の使用許可を受けようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ、公共施設予約システム（八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和4年条例第23号）<u>に</u>住所、氏名その他運動場の使用に関する事項について登録（以下「使用者登録」という。）をしなければならない。 2～4 （略） （使用の予約） 第9条 （略） 2 前項の申請は、1団体につき、各月31区分とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3 （略） （使用の申請及び許可） 第10条 使用申請者は、八街市社会体育施設使用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会が定める日まで（八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第

<u>し、八街市社会体育施設使用許可書（別記様式第2号）の交付を受けなければならぬ。</u>	14号) 第4条に規定する日を除く。)に、教育長に提出しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。 (1) 公共施設予約システムを使用したとき。 (2) 教育長が特に必要と認めたとき。 2 教育長は、前項の申請を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用させることについて支障がないと認めるときは、八街市体育施設使用許可書（別記様式第2号）を使用申請者に交付するものとする。 (使用の変更及び取消し) 第11条 前条第2項で許可を受けた者が、許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときは、八街市社会体育施設使用許可変更（取消し）申請書（別記様式第3号）を教育長に提出し承認を受けなければならぬ。
---	--

八街市営運動場の管理及び運営に関する規則

昭和 6 3 年 3 月 2 3 日

教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八街市営運動場の設置及び管理に関する条例（昭和 6 3 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 1 1 条の規定に基づき、八街市営運動場（以下「運動場」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第 2 条 運動場の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 年始休場日 1 月 1 日から 1 月 3 日まで
- (2) 年末休場日 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 教育長が管理上必要と認める日

2 前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは開場する。

(使用種別)

第 3 条 運動場の使用種別は、別表のとおりとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用者登録)

第 4 条 条例第 3 条の規定による運動場（施設、設備等を含む。以下同じ。）の使用許可を受けようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ、公共施設予約システム（八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和 4 年条例第 2 3 号）第 3 条による電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に住所、氏名その他運動場の使用に関する事項について登録（以下「使用者登録」という。）をしなければならない。

2 使用者登録ができる件数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人を単位として使用者登録をする場合 1 人につき 1 件
- (2) 団体（法人のほか任意に組織された者を含む。以下同じ。）を単位として使用者登録をする場合 1 団体につき 1 件

3 前項に規定する使用者登録は、公共施設予約システムにより使用者登録の申請をし、本人確認書類を提示し、教育長の承認を得なければならない。

4 使用者登録の有効期限は、登録を受けた日から3年間とする。なお、使用者登録した者は、有効期間の満了する日の1月前から、使用者登録の更新の申請をすることができる。

(使用者登録に係る事項の変更)

第5条 使用者登録した者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による使用者登録の内容を変更しなければならない。

- (1) 使用者登録に係る事項について変更があったとき。
- (2) 運動場の使用を停止しようとするとき。
- (3) 第7条第1項第2号による停止を解除するとき。
- (4) 第2号による停止を解除するとき。

2 前項第1号については、変更内容を証明する書類を提示するものとする。

(使用者登録の取消し)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者登録を取り消すことができる。

- (1) 使用者登録した者が廃止の登録をしたとき。
- (2) 使用者登録した者が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき。
- (3) 使用者登録した者がこの規則の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

2 教育長は、前項の規定（第1号を除く。）により使用者登録を取り消した場合は、速やかに当該使用者登録した者に通知するものとする。

(使用者登録の停止)

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者登録を停止することができる。

- (1) 他の使用者登録した者に係る使用者番号及び暗証番号により、不正に使用するおそれがあると認められるとき。
- (2) 第4条第4項に規定する期間内に使用者登録の更新をしなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

2 教育長は、前項の規定により使用を停止した場合は、速やかに当該使用者登録した者に通知するものとする。

(使用の優先予約)

第8条 教育長が社会体育の振興など公益上必要な事業と認めたものについては、優先して運動場を予約することができる。

(使用の予約)

第9条 使用申請者は、公共施設予約システムにより使用の予約をしなければならない。なお、同システムへの登録が完了したものを有効とする。

2 前項の申請は、1団体につき、各月31区分とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 使用の予約は、次の各号に掲げる区分に応じ、条例別表第3. 1基本施設に定める区分により行うものとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市内在住の使用申請者は、使用予定日の前々月1日から使用日の当日まで予約を可能とする。なお、教育委員会が定めた期間に使用の抽選申込をし、予約をした者の数が使用に供すべき施設の数を超えるときは、抽選により使用の許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定するものとし、施設の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者と決定する。抽選後の予約については、随時予約とし、先着順に使用予定者を決定する。

(2) 市外在住の使用申請者は、使用予定日の前月1日から使用日の当日まで予約を可能とする。なお、予約については随時予約とし、先着順に使用予定者を決定する。

(使用の申請及び許可)

第10条 使用申請者は、八街市社会体育施設使用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会が定める日まで（八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第14号）第4条に規定する日を除く。）に、教育長に提出しなければならない。ただし、

次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 公共施設予約システムを使用したとき。
- (2) 教育長が特に必要と認めたとき。

2 教育長は、前項の申請を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用させることについて支障がないと認めるときは、八街市体育施設使用許可書（別記様式第2号）を使用申請者に交付するものとする。

（使用の変更及び取消し）

第11条 前条第2項で許可を受けた者が、許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときは、八街市社会体育施設使用許可変更（取消し）申請書（別記様式第3号）を教育長に提出し承認を受けなければならない。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

別表（第3条）

名称	主な使用種別
中央グラウンド	野球
北部グラウンド	ソフトボール
東部グラウンド	野球・ソフトボール
南部グラウンド	野球・ソフトボール
西部グラウンド	野球・ソフトボール
榎戸サッカー場	サッカー

別記
様式第1号(第10条)

八街市社会体育施設使用申請書

八街市教育委員会
教育長 様

年 月 日

使用者番号
使用者名／団体名
住所
電話番号

次のとおり、施設を使用したいので申請します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
使用目的 (行事名称)	
使用日時	
使用責任者	
使用人数	

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
	備品使用料	減免額	消費税
	合計		

様式第2号(第10条)

八街市社会体育施設使用許可書

年 月 日

様

八街市教育委員会
教育長

印

次のとおり、施設の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
施設			
施設内の場所			
使用目的 (行事名称)			
使用日時			
使用責任者			
使用人数			

出演者					
出演予定者数		入場予定者数		会場整理員	

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

八街市社会体育施設使用許可　変　更　・　取　消　申　請　書

年　　　月　　　日

八街市営運動場の管理及び運営に関する規則第11条の規定により使用許可事項を
変更　・　取消　したいので、下記のとおり申請します。

八街市教育委員会教育長　様

申請者　住　　　所_____

氏　　　名_____

電話番号_____

携帯番号_____

1　施　設　の　名　称	グラウンドから グラウンドに変更		
2　使　用　日　時	変更前	年 月 日（ ） 時～ 時	
	変更後	年 月 日（ ） 時～ 時	
3　使　用　料　の　変　更	円		
4　団　体　名　及　び　人　数			人
5　変　更　理　由			
6　備 考			

上記申請を承認します。

八街市教育委員会　教育長

別記様式第 1 号（第 1 0 条）

様式第 2 号（第 1 0 条）

様式第 3 号（第 1 1 条）

八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則（平成２年教育委員会規則第５号）新旧対照表	
現行	改正後（案）
(目的) 第１条 この規則は、八街市キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成２年条例第１７号<u> </u>）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 (使用者登録) 第３条 条例第３条の規定によるキャンプ場（施設、設備等を含む。以下同じ。）の使用許可を受けようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ、公共施設予約システム（八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和４年条例第２３号。<u>以下「情報通信条例」という。</u>）第３条による電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に住所、氏名その他運動場の使用に関する事項について登録（以下「使用者登録」という。）をしなければならない。 ２～４ （略） (使用の申請及び許可) 第８条 前条の使用予定者は、教育委員会が定める日まで（八街市スポーツラザの管理及び運営に関する規則第４条に規定する日を除く。）に、八街市キャンプ場使用申請書（別記様式第１号）を教育長に提出し、八	(目的) 第１条 この規則は、八街市キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成２年条例第１７号。<u>以下「条例」という。</u>）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 (使用者登録) 第３条 条例第３条の規定によるキャンプ場（施設、設備等を含む。以下同じ。）の使用許可を受けようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ、公共施設予約システム（八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和４年条例第２３号<u> </u>）第３条による電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に住所、氏名その他運動場の使用に関する事項について登録（以下「使用者登録」という。）をしなければならない。 ２～４ （略） (使用の申請及び許可) 第８条 使用申請者は、八街市キャンプ場使用申請書（別記様式第１号。<u>以下「申請書」という。</u>）を教育委員会が定める日まで（八街市スポーツラザの管理及び運営に関する規則（平成４年教育委員会規則第１４

街市キャンプ場使用許可書（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。	号）第4条に規定する日を除く。）に、教育長に提出しなければならない。 い。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。 (1) 公共施設予約システムを使用したとき。 (2) 教育長が特に必要と認めたとき。 2 教育長は、前項の申請を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用するということについて支障がないと認めるときは、八街市キャンプ場使用許可書（別記様式第2号）を使用申請者に交付するものとする。 （使用の変更及び取消し） 第9条 前条第2項で許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更又は取消しをしようとするときは、八街市キャンプ場使用許可変更（取消し）申請書（別記様式第3号）を教育長に提出し承認を受けなければならない。 い。
---	--

(新旧対照表) 現行

様式第2号(第10条)

八街市キャンプ場使用許可書

様
年 月 日

八街市教育委員会
教育長

印

改正案

様式第2号(第10条)

八街市キャンプ場使用許可書

様
年 月 日

八街市教育委員会教育長

印

次のとおり、施設の使用を許可します。

受付番号			使用者番号		
施設					
施設内の場所					
使用目的					
(行事名称)					
使用日時					
使用責任者					
使用人数					
出演者					
出演予定者数		入場予定者数		会場整理員	
受付施設					
日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
	備品使用料	減免額	消費税
	合計		

次のとおり、施設の使用を許可します。

受付番号			使用者番号		
施設					
使用責任者					
日付	使用時間	使用人数			

使用料	基本使用料		
	備品使用料	減免額	消費税
	合計		

八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則

平成 2 年 7 月 1 7 日

教育委員会規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、八街市キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 1 7 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休場日)

第 2 条 八街市キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 年始休場日 1 月 1 日から 1 月 3 日まで
- (2) 年末休場日 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 教育長が管理上必要と認める日

2 前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは開場することができる。

(使用者登録)

第 3 条 条例第 3 条の規定によるキャンプ場（施設、設備等を含む。以下同じ。）の使用許可を受けようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ、公共施設予約システム（八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和 4 年条例第 2 3 号）第 3 条による電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に住所、氏名その他運動場の使用に関する事項について登録（以下「使用者登録」という。）をしなければならない。

2 使用者登録ができる件数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人を単位として使用者登録をする場合 1 人につき 1 件
- (2) 団体（法人のほか任意に組織された者を含む。以下同じ。）を単位として使用者登録をする場合 1 団体につき 1 件

3 前項に規定する使用者登録は、公共施設予約システムにより使用者登録の申請をし、本人確認書類を提示し、教育長の承認を得なければならない。

- 4 利用者登録の有効期限は、登録を受けた日から3年間とする。なお、利用者登録した者は、有効期間の満了する日の1月前から、利用者登録の更新の申請をすることができる。

(利用者登録に係る事項の変更)

第4条 利用者登録した者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による利用者登録の内容を変更しなければならない。

- (1) 利用者登録に係る事項について変更があったとき。
- (2) キャンプ場の使用を停止しようとするとき。
- (3) 第6条第1項第2号による停止を解除するとき。
- (4) 第2号による停止を解除するとき。

- 2 前項第1号については、変更内容を証明する書類を提示するものとする。

(利用者登録の取消し)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を取り消すことができる。

- (1) 利用者登録した者が廃止の登録をしたとき。
- (2) 利用者登録した者が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき。
- (3) 利用者登録した者がこの規則の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

- 2 教育長は、前項の規定（第1号を除く。）により利用者登録を取り消した場合は、速やかに当該利用者登録した者に通知するものとする。

(利用者登録の停止)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を停止することができる。

- (1) 他の利用者登録した者に係る利用者番号及び暗証番号により、不正に使用するおそれがあると認められるとき。
- (2) 第3条第4項に規定する期間内に利用者登録の更新をしなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

- 2 教育長は、前項の規定により使用を停止した場合は、速やかに当該使用者登録した者に通知するものとする。

(使用の予約)

第7条 使用申請者は、公共施設予約システムにより使用の予約をしなければならない。なお、同システムへの登録が完了したものを有効とする。

- 2 使用の予約は、次の各号に応じ行うものとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

(1) 市内在住の使用申請者は、使用予定日の60日前から使用日の当日まで予約を可能とする。なお、予約については随時予約とし、先着順に使用予定者を決定する。

(2) 市外在住の使用申請者は、使用予定日の30日前から使用日の当日まで予約を可能とする。なお、予約については随時予約とし、先着順に使用予定者を決定する。

(使用の申請及び許可)

第8条 使用申請者は、八街市キャンプ場使用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会が定める日まで（八街市スポーツプラザの管理及び運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第14号）第4条に規定する日を除く。）に、教育長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

(1) 公共施設予約システムを使用したとき。

(2) 教育長が特に必要と認めたとき。

- 2 教育長は、前項の申請を受理したときは、当該申請事項を審査し、使用させることについて支障がないと認めるときは、八街市キャンプ場使用許可書（別記様式第2号）を使用申請者に交付するものとする。

(使用の変更及び取消し)

第9条 前条第2項で許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更又は取消しをしようとするときは、八街市キャンプ場使用許可変更（取消し）申請書（別記様式第3号）を教育長に提出し承認を受けなければならない。

(補則)

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 年 7 月 2 5 日から施行する。

別記

様式第1号(第8条)

八街市キャンプ場使用申請書

八街市教育委員会

教育長

様

年 月 日

使用者番号

使用者名／団体名

住所

電話番号

次のとおり、施設を使用したいので申請します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
使用目的 (行事名称)	
使用日時	
使用責任者	
使用人数	

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
	備品使用料	減免額	消費税
		合計	

様式第2号(第8条)

八街市キャンプ場使用許可書

年 月 日

様

八街市教育委員会
教育長

印

次のとおり、施設の使用を許可します。

受付番号		使用者番号	
施設			
施設内の場所			
使用目的 (行事名称)			
使用日時			
使用責任者			
使用人数			

出演者					
出演予定者数		入場予定者数		会場整理員	

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
	備品使用料	減免額	消費税
	合計		

様式第3号(第9条)

八街市キャンプ場使用許可変更（取消し）申請書

年 月 日

八街市キャンプ場の管理及び運営に関する規則第9条の規定により使用許可事項を変更（取消し）したいので、許可書を添えて申請します。

八街市教育委員会教育長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

既 許 可 事 項	
変 更（取消し）事項	
変 更 理 由	
備 考	
上記申請を承認します。 年 月 日 八街市教育委員会教育長 印	

別記様式第 1 号（第 8 条）

様式第 2 号（第 8 条）

様式第 3 号（第 9 条）